（文書化基準）

第百七十二条　第百六十二条第五号に掲げる「文書化基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む当該内部モデル手法の設計及び構造を文書化していること。

二　内部モデル手法の利用において、エキスパート・ジャッジメントを実施している場合には、当該エキスパート・ジャッジメントに関する事項について文書化していること。

三　内部モデル手法に関する経営管理態勢について、文書化していること。

四　内部モデル手法に関する文書の構成及び内容は、第百六十二条第一号から第四号までの基準の適合状況の評価について、専門的知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に適切かつ十分なものとなっていること。

五　その他参考となるべき事項を文書化していること。

第七章　子会社の取扱いに関する特例

第一節　子会社株式の取扱い

（子会社株式の取扱い）

第百七十三条　連結ベース及び単体ベースの計算をともに行う報告保険会社等が単体ベースの計算を行うに当たって、貸借対照表上の子会社株式については、次の各号に掲げる方法に基づき認識した額を基礎として第二章から前章まで及び第百八十四条各号の規定を準用すること（以下この章において「子会社株式に係る特例手法」という。）ができる。ただし、子会社株式に係る特例手法を用いる場合は、当該子会社株式に係る特例手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとする。

一　子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を、持分比率に応じて比例連結の方法を適用することにより認識する。ただし、ソルベンシー・マージン比率に与える影響が重要でない場合に限り、子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識することができる。この場合にあっては、持分非相当額を非支配株主持分の額として純資産の部に計上する。

二　前号の規定に基づき子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を認識する場合は、連結財務諸表規則第六条に規定するところと整合的に当該子会社株式を発行する会社の貸借対照表の資産、負債及び純資産の金額を基礎とするものとし、当該子会社株式を発行する会社の事業年度の末日が子会社株式に係る特例手法採用社（子会社株式に係る特例手法を採用する報告保険会社等をいう。以下この節において同じ。）の事業年度の末日と異なる場合は、連結財務諸表規則第十二条に規定するところと整合的に取り扱うものとする。

三　子会社株式を発行する会社と子会社株式に係る特例手法採用社及び他の子会社株式を発行する会社との間の取引は、連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去するものとする。

（子会社株式に係る特例手法の適用対象）

第百七十四条　子会社株式に係る特例手法採用社は、連結対象会社（子会社株式に係る特例手法採用社が連結ベースの計算を行う場合に、連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれる子会社等をいう。第百七十七条において同じ。）が発行する株式の全てについて、子会社株式に係る特例手法を用いるものとする。

（子会社株式に係る特例手法の適用）

第百七十五条　第百七十三条の規定に従い第二章から前章まで及び第百八十四条各号の規定を準用する場合は、当該各章の連結ベースに係る規定を準用するものとし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

一　第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier１適格資本の額　子会社株式に係る特例手法を適用しない場合における同条に規定するものの額とする。ただし、第三十九条第五号に規定する上限適用後の非支配株主持分の額は０とする。

二　第四十三条に規定する資本調達手段以外のTier２適格資本の額　同条の規定に加え、子会社マージン（子会社株式に係る特例手法を適用する場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額から子会社株式に係る特例手法を適用しない場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額を控除することにより得られた額をいう。）から第百七十三条第一号の規定を適用することにより生じる非支配株主持分の額を控除した額を資本調達手段以外のTier２適格資本の額に加えるものとする。

三　第百五十七条に規定する非保険事業に係る所要資本の額　同条の規定を準用する。この場合において、同条中「連結子会社等」とあるのは「第百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であって持分比率が100％である会社及び第百七十三条第一号ただし書に基づき認識した子会社株式を発行する会社」と、「持分法が適用される子会社等」とあるのは「第百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であって持分比率が100％でない会社」と読み替えるものとする。

２　前項各号の規定を適用するにあたり、子会社株式に係る特例手法を適用しない場合におけるMOCEの額は、当該手法を適用した場合におけるMOCEの額と同額とすることができる。

（連結ベースの計算結果への準用）

第百七十六条　子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行った会社は、当該計算結果を当該会社の連結ベースの計算結果とすることができる。

第二節　子会社である外国の会社の取扱い